

平成 29 年度 第 1 回周南市人権教育推進協議会 会議録

【日時】平成 29 年 5 月 26 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

【会場】周南市徳山保健センター 健康増進室

【出席者】委員 16 名（欠席 6 名） 教育委員会事務局他 9 名

《次第》

○委嘱状授与

○教育長挨拶

○自己紹介、職員紹介

○議題

- (1) 平成 29 年度周南市人権教育の推進について（人権教育課）
- (2) 人権推進課の事業について（人権推進課）
- (3) 各団体の事業について（各委員より）
- (4) 質疑・その他

《各団体の取組について》

- 地域人権教育連絡協議会では、市内 10 ブロックの地域に分かれ、それぞれが地域人権教育推進協議会を設置している。この協議会を中心に、それぞれの地域で、地域のニーズを活かした人権に関する研修会や講演会を行っている。

熊毛ブロックは、5 つに分けた班があり、持ち回りで事務局を運営している。これは、広く深く人権教育が推進されるよう、配慮し行っており、毎年事務局が変わることから、前回の事務局と次の事務局がオブザーバーに入るなど、継続性を保てるよう、連携に努めている。

昨年、大橋広宣先生とホルン演奏者の蔵田亜由美さんをお呼びし、「個性を伸ばして生きる」と題した講演会と演奏会を同時に開催した。いずれも、私たちの心に深く強く響く講演会、演奏会となり、参加された方々からも好評だった。今年度も、徳山大学の准教授である柚洞一央先生をお呼びし、人権の課題に関する講演会を企画している。今年も素晴らしい研修が進むものと期待している。

- 小学校校長会では、各校の実態や課題を踏まえた、人権教育が推進されるよう、学校における取組に示された指導の充実に努めている。

徳山小学校では、全国の道德教育の指定校となっており、11 月 9 日に全国から参観に来られることから、こころを磨く道德教育を全校一丸となって進めている。

また、市の教育研究会という組織の中に人権教育の部会があり、今年度の研修課題を「自他の良さに気付き、共に理解しあう力を育む人権教育の推進」とし、各校の人権教育主任が連携し、取組の成果と課題を共有しながら自校の充実が図れるよう取り組んでいる。

- 周南保護区保護司会は、罪を犯した人の社会復帰における更生保護を手助けすることが主な活動である。罪を犯した方がスムーズに社会復帰できるよう、定職に就く前の方を重点的に、いろいろな施設等で社会貢献活動ができるよう、準備を行っている。また、全体的に罪を犯すことがないように、犯罪が少なくなるよう、毎年7月に社会を明るくする運動月間があり、周南市全体での推進、啓発活動に取り組んでいる。

- 周南児童相談所は、0歳から18歳未満の子供に関するあらゆる相談に応じる県の行政機関であり、児童福祉司、児童心理司がチームを組み、家族や本人、いろいろな機関からの相談に応じている。山口県内には児童相談所が6か所あり、周南児童相談所は周南市、下松市、光市の3市を管轄している。児童相談所には、いろいろな家族関係からくる虐待、家族の病気、事故、経済的な問題等で家庭養育が難しいような養護相談、子供の発達や障害等に関する障害相談、非行に関する非行相談、不登校、性格行動上の問題に関する育成相談等がある。
相談の対応としては、数回の助言指導、複数回の来所及び訪問による継続指導、児童自立支援施設や児童養護施設、里親等、家庭を離れての処遇を考える児童福祉法上の措置による入所や委託の相談などの対応をしている。
年々、マスコミ等で報道されているよう、児童虐待に関する相談が増えており、特に、昨年度は警察からの通告による児童虐待の相談が大変増加している。
これは県内どの児童相談所も同じであり、また、全国的な傾向でもある。
内容的には男女共同参画にも関係してくるが、DVや家庭内での夫婦喧嘩など子供たちでの面前での行為による心理的虐待にあたる通告が増えている。昨年度、児童福祉法が改正され、より住民に身近な市・町での対応を強化することとなり、周南市でも健康づくり推進課に子育て包括支援センター、次世代支援課でも家庭相談の拠点となるよう体制整備がされている。
児童相談所では一時保護や心理診断等、より専門的な機能を強化し、体制を整え、日々相談活動にあたっている。
里親に関する相談も児童相談所が担うよう、この度の法の改正でも定められており、里親制度の普及や啓発、里親の募集、また、里親に子供を委託する場合の地域での受け入れや幼稚園・保育園・学校との連携など、地域の理解を得ながら取り組んでいきたい。

- 周南さわやか家族会は、精神障害のある子供をもつ親と当事者の交流を図る団体である。相談に来られる方で働いておられる方もいることから、夜に2時間くらいの交流会を下松の社会福祉協議会において、本年2月から始めた。参加者は徐々に増えてきており、親が相談に来るケースもある。

- すまいるネット周南は、平成17年に男女共同参画推進実行委員であった旧2市2町のメンバーが集まって発足した。

市民のレベルで男女共同参画を推進し、自分たちの生活にも活かして行くため活動を行ってきたが、3月をもって会は休会した。しかしながら、メンバー同士は各自、これからはどのような形で男女共同参画を市や他の団体とネットを組んで推進していかけるか模索しているところである。

また、メンバーは市内・県内・県外等で男女共同参画に関するフォーラム及び講演会、ワークショップに参加し、その情報を元に、情報交換を行っている。これからも市の指導を受けながら、自分たちの生活に活かしていかけるよう活動を行っていききたい。

●法務省の中に人権擁護局があり、その出先として法務局の人権啓発活動を行っている。

人権というと非常に堅苦しいイメージがあるが、人権イメージキャラクターとして「人KENまもる君」、「人KENあゆみちゃん」の人形を使用し、少しでも人権を身近に感じてもらえる活動を行っている。このキャラクターはアンパンマンでおなじみのやなせたかし先生に作っていただいたもので、人形自体は約2m40cmくらいの大きな人形で、非常にインパクトがある。これを使って、幼稚園・保育園・小学校等で出前講座を行っており、人権を少しでも身近に感じてもらえるよう活動している。ぜひ、活用いただきたい。

また、中学生を対象に中学生人権作文コンテストを全国で行っており、今年で37回目を迎える。市内からも多数の応募をいただいております、人権作文集をとりまとめた山口県版、周南版の作文集を作り、各小中学校、公民館、図書館等に配布しているので、活用していただきたい。

本年8月19日には周南市と協力し、周南市文化会館で人権ふれあいフェスティバルの開催を予定している。藤田三保子氏の講演や人権に関わる様々なイベントを計画しているで、ぜひ多くの方に来場いただき、少しでも人権を身近に感じていただくことで、みんな仲良くできる社会を作っていきたい。

●（公募市民）前年度に引き続き、人権ステップアップセミナーを通して、自身の人権の理解をより一層深め、自身の職場で活かしていきたい。

●（公募市民）最近是人権課題が増えてきており、自分の人権感覚を育てるためステップアップ研修やハートフルセミナーの参加を続けていきたい。

●（公募市民）放課後子供教室のスタッフとして子供達と関わったり、子供会の役員として子供達と一緒に活動する中で、子供の人権を守っていかれたらと考えている。ハートフルセミナーにも何度か参加させていただき、とても楽しく人権について学ばせていただいているので、学んだことを地域や子供とのふれあい活動の中で活かしていきたい。

●企業職場人権教育連絡協議会では、周南市人権行政基本方針に基づき、企業職場の社会的責任と自覚のもとに会員相互が連携して企業人権教育を推進することを目的に

活動している。

本年度には新たに5社が加盟し、現在78社で構成されている。事業内容については、5月21日に総会を行い、事業報告及び決算・監査報告を行った。その後、今年度の役員選出並びに今年度の事業計画について協議を行った。総会終了後には第1回目となる研修会として、山口大学名誉教授の小谷典子先生にお越しいただき、「リーダーに求められるダイバーシティ感覚」と題した講演会を開催した。10月には徳山大学で第2回研修会を開催予定である。この研修会は男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを兼ねて実施する。2月6日の第3回研修会では新着ビデオ視聴会を実施し、引き続き第2回役員会を開催予定である。年間を通して各企業・職場において企業内の自主研修を実施し、人権意識の向上に努めていきたい。(株)トクヤマにおいては新任管理職研修のプログラムに人権教育を盛り込んでおり、周南市人権教育課からビデオを借りて視聴後にどのような職場づくりをしたらよいのか、どう部下と接して行けばよいのかなどを議論している。

- 中学校校長会では、市内14校が学習指導要領に則り、学校内のあらゆる教育活動の場面を通して人権教育に取り組んでいる。また、全ての中学校が人権教育に関わる保護者参観日を開催しており、それをまた地域の方へ一般公開し、広く取り組んでいる。

- 周南市社会福祉協議会では、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている福祉問題を地域全体の問題として捉え、その活動を通じて福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すことを目的としている。

昨今、社会福祉の問題は複雑で多岐に渡り、精神障害や制度の狭間で福祉を受けられない方が多く、同時に、いくつもの問題を抱えられた方もおられる。我々が個別支援を行う場合、相手の立場に立って、相手に寄り添い本人が抱えている福祉問題を一緒になって考え、解決を図るが、周南市社会福祉協議会の職員は常に人権を尊重する精神・態度を養い、一切の差別を許さない精神・態度で日々の業務に取り組んでいる。特に事業では、認知症など、自分で金銭管理のできない方に対しての日常生活支援や生活保護受給前のセーフティネットとしての自立支援相談を実施している。そこで職員は毎年交代で人権研修に参加し、職場でも人権についてのいろいろな研修を行っている。一方外部に対しては福祉教育として昨年度は各市内の小学校28校、中学校3校、児童館1館、専門学校2校、延べ人数1,976人に対し車椅子やアイマスク、老人疑似体験セットを使用した障害者や高齢者に対してのおもいやりを目的とした研修を実施した。

ハートフル人権セミナーでは職員が講師となり2回ほど協力させていただいている。これからも職場や家庭、生活の中でも常に人権尊重を心がけ、知識を身につけ、真摯な姿勢で、行動したいと考えている。

- 周南市人権擁護委員協議会は周南市、下松市、光市、平生町、田布施町、上関町で運営しており、周南市では14名の委員がいる。

事業内容としては、人権の花運動の実施や年1回の広報紙の発行、幼稚園から中学生を対象とした人権講座を行っており、毎年6月1日の人権擁護委員の日には、各市町で相談所を開設し、人権教育を推進している。

また、全小・中学生にSOSミニレターを配布し、いろいろな悩みを聞き、返事を出している。

●周南市社会福祉事業団は、市内で社会福祉施設を運営している。

特別養護老人ホームについては、平成27年度の制度改正において、入居要件が要介護3以上の非常に障害が重い方、あるいは重度の認知症の方しか現在入所できない状況である。そうした中で、今年度も引き続き福祉施設では入所者の人権擁護に向けた取組の徹底を図っている。具体的には虐待の防止の取組の徹底、身体拘束の廃止に向けた取組の徹底である。虐待防止については高齢者虐待防止法により事業者に対し、施設従事者による高齢者虐待の防止等のための措置が義務付けられているが、施設ではさらに踏み込んで、職員の研修の実施と委員会を設け、定期的に会議を開催し常に徹底するよう努めている。また、身体拘束の廃止については、介護保険の指定基準に基づき、身体拘束が認められる場合の切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られており、施設では身体拘束廃止委員会を設け、検討・確認し、記録するようにしている。また、日頃から職員間のミーティングにおいて、どのようなことが虐待や身体拘束にあたるか、具体例を出して検討・協議しており、職員間で徹底を図っている。

《質疑・応答》

●男女共同参画事業の中で、男女共同参画推進委員による啓発活動で9人の推進委員による自作の紙芝居や寸劇の上映とあるが、どのようなものを議題として取り上げているのか。

●人権推進課…内容は主に男女共同参画について取り上げることが多い。

現在の推進委員ではないが、男女共同参画について親子をモチーフにした手作りの紙芝居を作成し、昨年は13回いろいろな講座に出向いて上映している。また、市販・図書館にある紙芝居も上映している。

寸劇は男女の役割をモチーフにして委員がステージ等でお芝居をしている。

昨年は、男女共同参画についてのワールドカフェを2回開催している。